

新型コロナウイルス感染症による  
広島県特別警戒本部設置に関する知事コメント

昨日、国は、新型コロナウイルス感染症について、感染症法に定める指定感染症に指定する政令を公布しました。

さらに、国内でのヒトからヒトへの感染が疑われる、初の日本人患者も確認されたことから、県では、本日、広島県特別警戒本部を設置しました。

県では、24時間の相談窓口を設置するとともに、関係機関が連携し、万全の体制を取っております。

現在のところ、国内で発生した患者は7名であり、中国武漢市から帰国又は入国された方が6名、武漢市からの旅行者と濃厚接触された方が1名です。

咳や発熱の症状を呈している方で特に武漢市への渡航歴があるなど、感染の疑いがある方は、周囲の方へ感染を広げないために、マスクを着用し、人混みに出ないようにお願いします。必ず最寄りの相談窓口に連絡し、その指示に従っていただきますようお願いいたします。

なお、特に症状が認められない皆様におかれましては、過度に心配する必要はありません。咳エチケットや手洗いの徹底などの通常の感染対策に努めていただくようお願いいたします。

県としては、引き続き迅速かつ的確な情報提供を行いながら、万が一、感染が発見された場合には、全力で抑えるなど、県民の皆様の安全・安心に努めてまいりたいと考えております。

問い合わせ先  
令和2年1月29日  
担当 健康対策課  
(感染症・疾病管理センター)  
担当者 海嶋，河端  
電話 (直通) 082-513-3076  
(内線) 3067